

道路後退等をされた場合の電柱移設について

【1】道路後退等をされた場合の電柱移設

幅員が4mに満たない道路に面した敷地において建築工事等を行う場合、ブロック塀や側溝を後退し道路を拡幅することや2方向の道路に接する敷地で新たに角切りをすることによって電柱が元の位置に残り、結果的に道路に突出した形となってしまうことがあります。

この結果、緊急車輛等の通行や歩行者の通行の支障となることがありますので、突出することになってしまう電柱の移設にご協力をお願いします。

なお電柱の管理者の相談窓口は次のとおりです。

関西電力送配電(株)の電柱の場合

〒561-0817

豊中市浜4丁目2-2

関西電力送配電株式会社 北摂配電営業所

電話 0800-777-3081

NTT西日本(株)の電柱の場合

電話 116

【2】その他

市道等に面する敷地で、道路後退部分を寄付される場合は、電柱の移設についての手続を市で行う場合があります。

(問い合わせ先 都市基盤部 基盤管理課 占用係 TEL06-6858-2891)

詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2860